

対 象 物 件	所在地 (登記簿上の地番)								
	住 宅	1 一戸建て	構 造	造 階建					
		2 マンション (該当を○ で囲む。)	延 面 積	㎡ (マンションの場合専有面積)					
			増改築面積	㎡					
			室 数	延 室(台所を除く。)	新築日	令和 年 月 日			
	敷 地	地 目	宅 地	田畑・農地	その他()		計		
		面 積	㎡	㎡	㎡	㎡			
	申 込 区 分 (該当を○で囲む。)		住宅・敷地 物置・車庫・塀等		の		新築・増改築 移築・修理 購入・借入れ		*10㎡以下の増築は 修理扱いです。
	契約相手(業者)名								
	工事完了予定日 (契約書)		令和 年 月 日		代金最終支払日 (契約書)		令和 年 月 日		
必 要 資 金	住 宅	工事費	円	資 金 調 達 計 画	互助会貸付申込金額	円	摘 要 (ア)の申込内容		
		購入費	円		公立学校共済組合(ア)	円	例 月	申込金額	万円
		その他 ()	円		住宅金融支援機構	円	期 末	申込金額	万円
	敷 地	購入費	円		銀行・信金・労金	円	(イ)の借入れ内容		
		その他 ()	円		自 己 資 金	円	氏名		
			円		その他本人以外の借入れ(イ)	円	続柄		
	合 計		円		合 計	円	借入先		
	家 族 構 成	続柄	氏 名		年齢	勤 務 先 (在学学校名)	扶養認定	入居予定	
		本人						有・無	
								有・無	
						有・無			
						有・無			
						有・無			
						有・無			
* 現在同居中の家族と、対象物件の工事完了後又は購入後の入居家族を記入してください。									

- 貸付申込みの時期は、対象物件の工事完了予定日又は購入予定日(代金支払日)の前3月以内です。
- 工事代金等の最終支払日が、貸付金の送金日前の場合は、貸付対象外となりますので注意してください。

< 互助会使用欄 > ※記入しないでください。

完了報告書 添付書類	建物の登記事項証明書	住民票	土地の登記事項証明書	領収書の写し		住宅建築届書 添付書類	建物の登記事項証明書	住民票	
貸付年月日	現職会員番号	種 別	貸付番号	特別控除	借換え前貸付年月日	旧貸付番号	旧種別	旧申込区分	特別控除
		C		対象・対象外			C		対象・対象外

住宅資金貸付けに関する誓約書

私は、住宅資金貸付けの申込みに当たり、次のことを誓約します。

- 1 当該物件は、自己の居住の用に充てるものであり、貸付金を貸付申込事由以外の目的に流用しないこと。
- 2 住宅の新築・購入又は敷地の購入にあたってはその物件、住宅の増築・改築・移築にあつては工事対象部分について、申込人等の名義で登記されていないこと。
- 3 敷地の購入にあつては、貸付けを受けた日から5年以内に自己の居住の用に充てるための住宅を建築すること。建築後は速やかに住宅建築届書に必要事項を添付して提出すること。
- 4 貸付申込事由が完了したときは、完了後3月以内に完了報告書に必要事項を添付して提出すること。
- 5 当該物件を売却等処分したときは、未償還金を直ちに償還すること。

なお、互助会が行う現地調査等において、申出どおりの事実が認められない場合には、未償還金の即時償還の措置を適用されても異議ありません。

一般財団法人北海道公立学校教職員互助会理事長 様

令和 年 月 日

所属所名

申 込 人

㊞

貸付保険に係る個人情報の取扱いに関する同意書

一般財団法人北海道公立学校教職員互助会の生活資金等貸付規程第8条に規定する貸付保険の適用を受けるに当たり、個人情報を次のとおり取り扱うことに同意します。

記

1 貸付金

貸付種別	資金
貸付申込金額	万円
貸付申込年月日	令和 年 月 日

2 貸付保険に係る個人情報の取扱いについて

一般財団法人北海道公立学校教職員互助会は、貸付保険に関して、借受人に債務不履行が発生した場合又は借受人の債務不履行の可能性が極めて高い場合、当該借受人の個人情報を、次のとおり第三者に提供します。

<提出先>

- ・損害保険ジャパン株式会社

<個人情報の利用目的>

- ・保険金の支払審査
- ・債権の保全

<個人情報の内容>

- ・職名、氏名、年齢、住所、電話番号、給料月額、申込事由等貸付申込書に記載されている事項
- ・登記事項証明書等提出書類に記載されている事項
- ・貸付原票等償還管理に必要な資料に記載されている事項
- ・弁護士等及び裁判所からの債務整理に関して通知された事項
- ・その他損害保険会社が必要と認める書類に記載されている事項

※ 借受人に債務不履行が発生した場合とは、自己破産の申立てや民事再生の開始決定が行われた場合、懲戒免職や退職・退会で一括償還ができない等の事由により償還が滞った場合をいいます。
借受人の債務不履行の可能性が極めて高い場合とは、弁護士等から債務整理の連絡があった場合、懲戒免職や退職・退会で一括償還ができない等の事由により償還が滞った場合をいいます。

一般財団法人北海道公立学校教職員互助会理事長 様

令和 年 月 日

所属所名 ☎ () -

同意者 (借受人) 自宅住所 -

☎ () -

職 名 氏 名 ☑
